

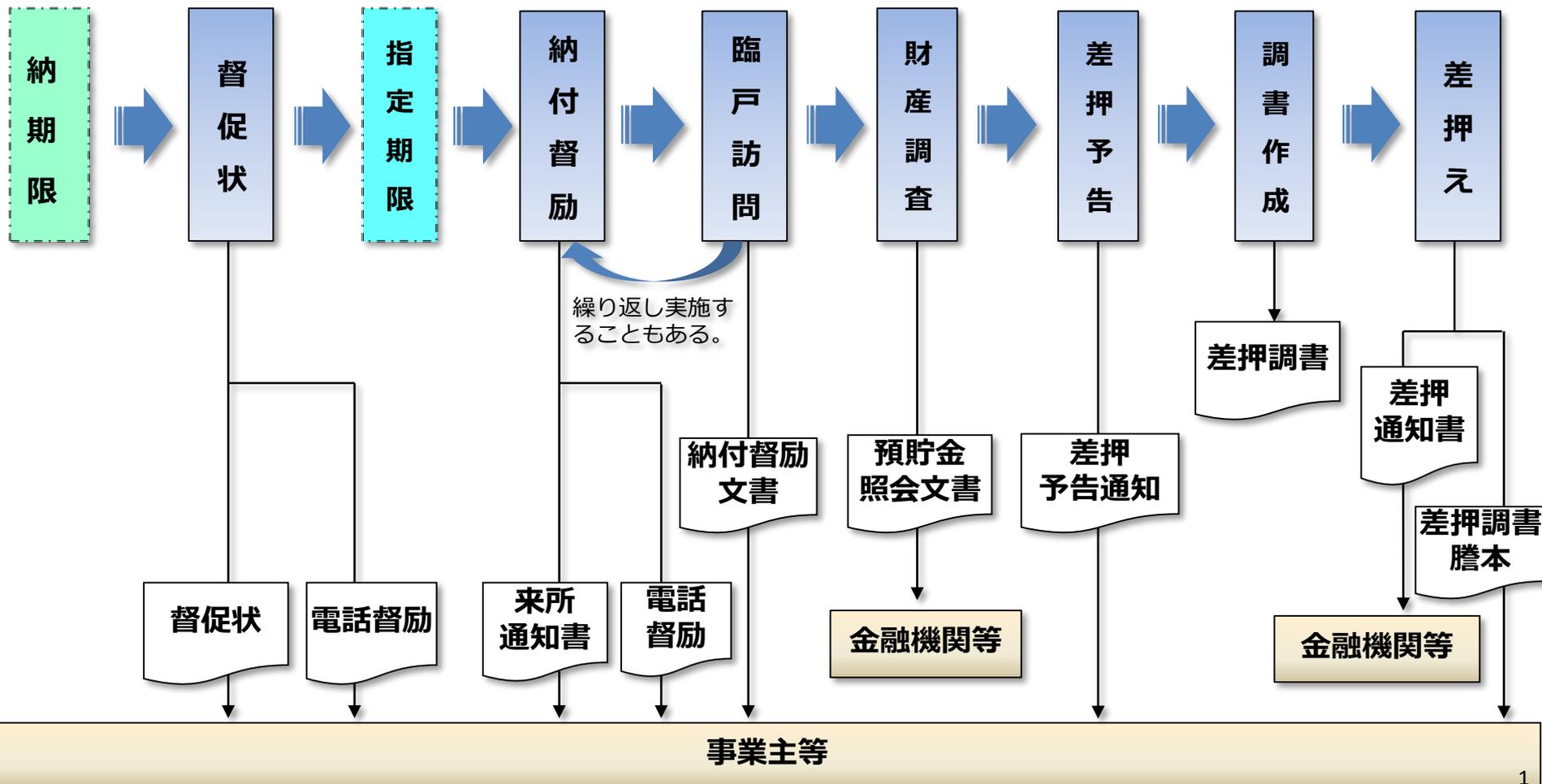
労働保険適用促進及び労働保険料等の 適性徴収を図ること

(施策番号Ⅲ-5-1)

添付資料

滞納整理の主な流れ

労働保険料等を納期限までに完納しない場合には、督促状により納付を督促をし（督促は差押えの前提要件）、督促状の指定期限を過ぎた場合には、納付督促等を実施する。それでもなお納付されない場合には、財産調査で差押えの対象となる財産の発見等を行い、差押えにより対象となる滞納者の財産の処分を禁止し、換価（現金化）の上、滞納保険料に充てられることとなる。



労働保険加入促進業務フロー図

